



【重要】令和8年度以降の主な変更点とお知らせについて



裏面あり

1. 入会基準の変更について

令和7年度まで	令和8年度
全学年一律に入会選考・審査を実施	<u>学年ごと（1年生から順）</u> に、入会選考・審査を実施
<u>1・2年生</u> 14時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方は原則入会できない	<u>1・2年生</u> 14時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方、 <u>1日の勤務時間が4時間未満</u> の方は原則入会できない
<u>3年生以上</u> 15時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方は原則入会できない	<u>3年生以上</u> 15時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方、 <u>1日の勤務時間が4時間未満</u> の方は原則入会できない

2. 帰宅方法について

令和7年度まで	令和8年度
原則保護者の方へ引き渡し	原則1人帰り（各家庭の状況にあわせてお迎えにする等、ご家庭の判断に任せます）

3. 保護者負担金について

1. 休会中の保護者負担金の取り扱い

令和7年度まで	令和8年度
休会中は保育料なし	休会中でも保育料は発生

※夏休み休会の場合は、設定した休会期間に応じて保護者負担金の徴収をします。

2. 夏休みのみの利用について

夏休み入会については、休会等で空きが出た場合のみ受け入れをしています。

令和7年度まで	令和8年度
8月のみ受け入れ 10,000円	7月～8月の夏休み期間のみ 12,000円

4. 審査・選考に関する主な必要書類の変更について

令和8年度より、審査・選考書類に関する主な提出書類を変更します。
※詳しくは、HP記載の入会案内、入会審査選考基準表をご確認ください。

		令和7年度まで	令和8年度
就労等が必要な年齢		父母及び同居の祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母等の証明	父母及び令和8年4月1日時点で 18歳以上65歳未満 の同居の兄姉、祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母等などの証明。
就労状況等の変更があった場合		変更後、随時提出	変更後、 90日以内に提出
児童に関するもの	障がいをもつ児童	・入会申込書へ詳細を記入	・入会申込書へ詳細を記入 【必要書類】 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、児童通所サービス受給者証等のいずれかの写し ・証明日から3か月以内の医師の診断書（意見書）等 ※上記のいずれか1つで可
	配慮が必要な疾病等を有する児童	・入会申込書へ詳細を記入	・証明日から3か月以内の医師の診断書もしくは意見書（保育の必要性が確認できる内容のもの）
世帯に関するもの	ひとり親世帯	特に個別書類の必要なし	児童扶養手当受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、国民年金証書（遺族基礎年金）のいずれかで、受給種別及び受給者氏名が分かるページの写し、または、戸籍謄本・抄本（離婚日・死別日記載のもの）の写し ※離婚調停中の場合は、離婚調停の申立書の写し等
就労等に関するもの	就労	雇用形態に関わらず就労証明書、申立書の提出	雇用形態によって、証明書類の提出が必要 ○変形労働制（シフト・夜勤等）・裁量労働制の方は直近3カ月の出勤簿やタイムカード等の写し ○自営業の方は最新の営業許可証、開業届等
	妊娠・出産	就労証明書の提出 ※復職予定日の記載あり	就労証明書・申立書・母子手帳の写しの提出
	疾病等	申立書や診断書の提出	申立書・診断書・その他状況の分かるものの提出

